

令和元年勝浦町マラソン議会（5月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和元年5月14日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 5月14日 午前9時30分 議長 籾 公一

散会 5月14日 午前10時42分 議長 籾 公一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番	美馬友子	7番	国清一治
----	------	----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
政策監	大久保彰	教育長	市川公雄
参事兼総務防災課長	岡本重男	企画交流課長	石木正昭
税務課長	藤井小百合	建設課長	海川好史

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 後藤信之

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について

日程第6 発委第1号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第7 町民の声に対する質問

日程第8 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（節 公一君） 皆さんおはようございます。

令和になってからの初めての本会議ということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより令和元年勝浦町マラソン議会5月会議を開きます。

本日の日程は、お手元のタブレットに入っているとおりでございます。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

井出議員がタブレットをとりに行ってると思うんですが、少し遅刻すると思いますのでご報告しておきます。

会議等への出席状況を報告いたします。

3月27日、小松島市で開催された小松島市外三町村衛生組合議会第1回定例会に松下議員、大西議員と私が出席しました。

3月31日、勝浦町で開催された勝浦町婦人会総会に私が出席しました。

同日、勝浦町で開催された第16回勝浦さくら祭りに私が出席しました。

4月13日、徳島市で開催された建設業協会総会に美馬副議長が出席しました。

4月14日、勝浦町で開催された坂本鎮火祭に麻植議員が出席しました。

4月16日、勝浦町で開催された戦没者慰霊祭に全議員が出席しました。

4月18日、勝浦町で開催された勝浦町老人クラブ連合会総会に私が出席しました。

4月24日、勝浦町で開催された春の激励会に美馬副議長が出席しました。

4月25日、勝浦町で開催された勝浦町身体障害者総会に私が出席しました。

次に、監査委員から例月出納検査について報告書がお手元に配付されており提出されていますので、ご報告しております。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長、山田副町長、市川教育長、大久保政策監、岡本参事兼総務防災課長ほか関係課長でございますが、本日、藤井税務課長が初めて出席されておりますので、一言挨拶をお願いしたいと思います。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 4月に税務課長を拝命いたしました藤井でございます。初めての議会ですので大変緊張しているところでございます。与えられた職務を

全うできますよう一生懸命努力したいと考えておりますので、至らぬ点多々あろうかと思いますが、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（筈 公一君） ありがとうございます。

藤井税務課長は、税務の経験も豊富と伺っております。今後、十二分に能力を発揮していただけると期待しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 次に、日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

今会議における会議録署名議員は、3番美馬議員，7番国清議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 次に、日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

松田議会運営委員長。

○議会運営委員長（松田貴志君） おはようございます。

議会運営委員会から報告いたします。

5月7日に議会運営委員会を開催し、5月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日の開催といたしましたので、ご協力をお願いいたします。

なお、この5月会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に、議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（筈 公一君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 次に、日程第4，議案第1号，勝浦町税賦課徴収条例等の一

部を改正する条例についてから日程第5，議案第2号，令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに議案第1号から議案第2号までの一括しての趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

本年，令和元年勝浦町マラソン議会5月会議の開会に当たりまして，一言ご挨拶を申し上げます。

令和時代を迎えて初めての議会となりました。5月1日には全国各所で令和天皇の即位，改元を祝しての祝賀行事が開催されていましたが，昭和天皇が崩御されて平成に改元されたときとは随分と雰囲気異なっていたように感じました。平成天皇から生前譲位による即位，改元の変更がゆえに祝賀ムードが高まったものと思われま

す。議員各位におかれましては，何かとご多用のところ，5月会議にご出席を賜りまして深く感謝いたしますとともに，今後とも町政運営にご指導をよろしくお願い申し上げます。

さて，勝浦町におきましては，ご承認いただきました機構改革により，4月1日から新たな組織体制で業務を開始しているところです。住民の皆様が混乱やご不便を招かないように，早くなれて円滑な業務執行を心がけてまいりますので，ご理解，ご協力をお願い申し上げます。

また，ことしは統一地方選挙の年となっております，4月7日には徳島県知事選挙や徳島県議会議員選挙の投開票が執行されましたが，徳島県におきましては，これまでと同様，安定した県政体制が続くものと思われま

す。勝浦町におきましても，いよいよ6月には町議会議員選挙が予定されており，既に勇退を決意されている議員もいらっしゃると思っております。議員各位におかれましては，それぞれに深慮遠謀，諸般の事情はあろうかと思いますが，今後とも勝浦町の夢あるまちづくりにともにご尽力いただけるものと確信いたしております。どうか100年続く勝浦町の基礎づくりに引き続きご指導，ご協力をお願い申し上げます。

それでは，本議会に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例であります。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号、令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億2,854万4,000円とするものであります。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（鄧 公一君） 町長の説明は終了しました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めますが、タブレットの操作で不明な点がございましたら挙手をお願いして、業者の方がアシストをしていただけますので、遠慮なくお願いします。

井出議員、いけたね。

それでは、まず議案第1号について、藤井税務課長から説明を求めます。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 議案第1号について説明させていただきます。

議案第1号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

タブレットの議案資料税01の新旧対照表をもとに主な改正内容を説明いたします。

なお、地方税法に倣って元号は平成で表記しております。

まず、1ページ目をお開きください。

まず、町民税関係ですが、第34条の7、寄附金税額控除の改正です。

これは、ふるさと納税制度の見直しです。法改正に合わせて、基準に適合する地方公共団体をふるさと納税の対象として指定する旨の規定を加えるものです。

次に、附則第7条の3の2の改正です。

これは、平成32年12月31日まで入居分の住宅ローン控除の控除期間を3年延長する法改正に伴い、町民税からの控除も同期間延長するものです。この措置による町民税

の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

次に、16ページをお開きください。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲の改正です。

平成33年度以降の住民税に適用する町民税の非課税範囲に、児童扶養手当の支給を受け、かつ前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を追加するものです。

次に、軽自動車税関係ですが、11ページをお開きください。

下から3行目、附則第15条の2から12ページ、附則第15条の6までの環境性能割の臨時的軽減です。

平成31年10月から平成32年9月30日取得分に対し、消費税引き上げに伴う対応として、燃費基準達成度に応じて決定される税率を1%軽減するというものです。この措置による減収分についても、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

最後に、13ページ、附則第16条の種別割の税率の特例の改正です。

これは、グリーン化特例の見直しです。軽自動車を取得した翌年度から受けられる軽自動車税の軽減を75%軽減分を平成35年度まで、50%軽減分及び25%軽減分を平成33年度まで延長するというものです。

主な改正点は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（節 公一君） ちょっと小休します。

午前9時45分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（節 公一君） それでは再開します。

次に、議案第2号について、石木企画交流課長から説明を求めます。

石木企画交流課長。

○企画交流課長（石木正昭君） それでは、議案第2号、一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

お手元の議案資料企01令和元年度一般会計補正予算（第1号）についてということでお開きいただければと思います。よろしく願いいたします。

こちらのほう簡易的に資料を作成させていただいておりますので、補足をしながら

説明をさせていただきます。

今回、お願いします補正予算につきましては、これまで本町のインバウンドの取り組みにおいて協議、相談をさせていただいておりましたEGL Toursから令和元年5月29日に開催を予定していますEGL 33周年記念祝賀会に招待をいただいたことに伴い、その場におきまして勝浦町のPRを行うための関係職員の旅費や必要物品の送料等が必要となったために、その費用の承認をお願いするものでございます。

なお、今回出張を予定しています職員につきましては、野上町長、大久保政策監、企画交流課の担当職員、担当課の所属長であります私を予定しております。

このほか、町内の各団体から関係者の皆様にもご参加をいただき、勝浦町のPRにつきましてお力添えをいただくこととなっております。

この関係者の皆様の関係費用につきましては、既決予算のインバウンド受け入れ事業補助金において対応することとしております。

それでは、お手元の資料、予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

こちらの資料を閉じていただきまして補正予算書のほう、議案第2号、令和元年勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてということで、資料のほうご確認をお願いいたします。

予算書1ページ目になります。

今回の補正予算は、私からお願いします54万4,000円の補正予算ということで、この分を追加しまして、一般会計の総額が38億2,854万4,000円となるものでございます。

もう今回、私のほうの分だけということで、予算書の説明のほうは6ページのほうへ進んでいただければと思います。

今回のこの54万4,000円の財源ですが、いずれも前年度繰越金ということで一般財源となっております。

続きまして、7ページをお開きください。

今回、補正予算をお願いします分につきましては、地域交流推進費ということになります。

上から順番に説明をさせていただきます。

9節の1 普通旅費についてですが、こちらのほうにつきましては出席者の旅費とい

うこととなります。ただ、担当者の旅費分は既決予算分に対応することとしておりますので、今回補正予算をお願いしますのは、町長、政策監、私の分の旅費の補正をお願いすることとなります。

続きまして、12節の1通信運搬費についてですが、こちらにつきましては招待をいただきましたEGL Toursから本町のいわゆるゆるキャラでありますちょぞっ娘の出演のご依頼があったため、そのちょぞっ娘の送料や勝浦町のPR品、こちらの送料について補正予算のお願いをするものでございます。

14節の2借上料、4リース料についてですが、こちらにつきましては、出張に際しまして徳島駅までの交通手段として予定していますジャンボタクシーの借り上げの往復料金、また現地での必要な情報交換や緊急時の町長等への連絡等のための通信体制を築くためのWi-Fiモバイルルーターのリース費用の補正をお願いするものでございます。

繰り返しとなりますが、今回の機会はインバウンド事業の面でこれまでの取り組みの成果から訪れた香港における本町のPRの絶好の機会と考えております。補正予算につきましてご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは続いて、議案第2号について質疑はございませんか。

ありませんか。

大西議員。

○10番（大西一司君） 54万4,000円、前回も聞いた同じことかもわからんですが、旅費を例えば、内間を言うて恐縮なんですけど、ロマンの会というのは10日間ぐらいしか期間がないところに皆さんと一緒にいくわけで、旅費もしていただくというのは少し引け目を感じるというか、それだけのことをしていただいて成果が出せるかと

いうところに、派遣する人たちはちょっと心配というか、そういうことも考えとるわけです。もちろん、ロマンの会自身もそういうことも考えております。ほかのところはかなりの期間なんで十分成果が出ると思うんですが。そこらあたり、私のほうから以前お話ししたように、やはり自己負担も少々出していただいてはどうかというようなことも申し上げましたが、今回はどのようになっておるのかお聞きしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 石木企画交流課長。

○企画交流課長（石木正昭君） そこらにつきましても、自己負担のあれという、ちょっと今検討中ということで答弁とさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 4名っておっしゃったんですかいね、一般の方は。一般というか、一緒に行かれるのは。だから、その人たちには、後からでは遅いんで、自己負担、ひよっとしたら要りますよとか、案内は当然してあるんですよ。そこらあたりはどうですか。

○議長（笹 公一君） 石木企画交流課長。

○企画交流課長（石木正昭君） 人数ですが、現段階でたしか3名って聞いてます。それで、事前に議員さんもおっしゃっていただいた周知のほうですが、そういうのも説明のほうをさせていただいてると思いますが、もう一回確認をさせていただきます。

○10番（大西一司君） これは、そういう私自身の考えなんで、ロマンの会もそうなんですが、町の要請ということで、それは全額でもいいのはいいとは思いますが、ただそういうふうには、特定の我々、10日間しか開催ができないというところで、何回も町の予算をいただいて、出張旅費を使うというのは、何かちょっと気が引けるという思いもあったり、町民感情のことを先に心配するわけで、そこらあたりを配慮していただいたらと思います。そこら辺で、あと検討するんだったらそれで、十分協議してください。

終わります。

○議長（笹 公一君） ほかに。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 今、10番議員の関連で、2点お願いします。

このインバウンドのPRの活動については、なかなか一朝一夕に結果が出るという話ではないと思うんです。今後、何年もかけてしっかりと基盤づくりをしていく事業だと思うので、ちゅうど今、旅費の話があったんですけど、この旅費の規程等についても、ある程度先を見越して、こういう負担をしてもらうという部分は、一線をこの際引いといたほうがええんかなって思うんですけど、担当課長の現状の認識だけお願いします。後でもう一回言います。これは別に2問じゃなくていいです。

○議長（笹 公一君） 石木企画交流課長。

○企画交流課長（石木正昭君） 私の認識としまして、今議員さんおっしゃっていたように、こちらのほう、なかなかすぐには結果が出るもんじゃなしに、長期的に取り組むべきものと考えております。この中で、当然今おっしゃっていただいた、渡航の機会も今後も続くということで、その根拠になります旅費規程とか、ここらの検討は当然必要と考えておりますので、また今後研究していきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） よろしくお願いします。

それで、もう一点なんですけど、このツアーを売り込むに当たって、ちょっときのうも下で雑談で言うてたんですけど、とりあえず2カ月余りの期間の現状でいうたら売り込みになつとると思うんですけど、もちろん課長は考えとると思うんやけど、1年を通じて勝浦町をしっかりと売り込むことによって、この事業費も生きていくんかなとは思っています。そこらあたり、今後、課長としてどういうふうな観光戦略的なものをイメージする中で、町内団体等も巻き込みながら、どのような推進体制のもとで企画をされていかれようとしてるのか、その点についてお聞かせください。お願いします。

○議長（笹 公一君） 石木企画交流課長。

○企画交流課長（石木正昭君） 私も4月からということで、インバウンド事業を本格的に取り組むのは今回が初めてとなります。聞くところによりましたら、国によってそれぞれ文化が違いまして、こちらが気がつかないことで、向こうでも見たいとい

うか、興味があるというか、そういう案件もあるのではないかと考えております。

今回のこの出張、行かせていただいて、いろいろまた向こうの、特に香港ですね、今回。いろいろ動向とか情報収集をしっかりとさせていただいて、また今後のインバウンド事業につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（松田貴志君） 今の、もう一点だけ、課長。

以前にも言うたんですけど、もちろん観光交流の部分で、インバウンドも大事なんですけど、国内への売り込みという部分も、もちろんそれと同時に、それ以上に必要だと思うんです。どう考えても、国内旅行者のほうがインバウンドよりは人数的には絶対に多いんはわかつとる話なんで、そこの考えもあわせてお願いします。

○議長（笹 公一君） 石木企画交流課長。

○企画交流課長（石木正昭君） 済みません、先ほどもしかしたら答弁漏れかもわかりませんが、松田議員から、一年中を通しての呼び込みというか、そういうのもあると思います。なかなか、特にうちの場合、秋のみかんとか、春のひな祭り、その後に続くさくら祭り、ホテルまつり、ありますが、ちょっとやや夏場、なかなかないのかなと私個人的には考えております。そこらを含めまして、今議員さんおっしゃっていただいたように、1年を通じて本町に来ていただけるような、そういった体制、そういうものの構築が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） 最後に、大久保政策監。

県のほうでもこういった分野を担当されていたと思います。勝浦に来られて一月余りたちましたが、この一月余りで、またこの勝浦町の隠れた魅力等も気づいた点もあると思うんです。そこも含めて、県とこのまち、協力体制をとる中で、勝浦町をどのように売り込んでいったらいいのかとか、またこの一月余りの間で、こういった部分は新たにPRしていくべきなのかなって気づいた部分があれば、最後にお考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（笹 公一君） 大久保政策監。

○政策監（大久保 彰君） 観光の戦略についてということで、私、4月に参りまし

て1カ月ということで、勝浦町の印象といいますか、そういうところもというふうなお話であったかと思えます。

私感じますに、非常に自然も豊かで人も温かくて、素晴らしいまちだと感じております。それで、県でインバウンド、私はクルーズ船の担当をしておったんでございますけれども、クルーズ船の誘致の関係で台湾でありますとか香港でありますとか、そういうところにも話しに行く中で、やはり勝浦町さんに来られたことのある、そういう勝浦町に来たツアーをつくっておられました旅行者さんとお話をいたしますと、やはりお迎えいただいている皆さんが温かいと、非常に歓迎というのが伝わってくるというふうなお話はお伺いしているところでございます。ですので、そういうところというのは、すごく町としてのPRのポイントの一つなんではないかなというふうに感じているところでございます。

あと、四季を通じていろいろなものをPRしていければというところも、おっしゃるとおりのところでもございまして、春は桜とひな人形というふうなことであるんではございますけれども、やはりそれ以外の、特に夏とか冬とかというようなところでPRをしていくものをもっと発信していければ、インバウンド、外国、海外だけのみならず、国内においてもそういうところのお客様にも認識していただいて、来ていただく機会がふえるのではないかなというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（筧 公一君） ほかにありませんか。

ないですか。

私のほうからですけれども、できたら議員の勉強という意味でも、今回行かれてこられたら、議会に対する報告会みたいなこともしていただいて、私たちが全員で勉強したいなと思いますので、そういう機会を持っていただくようによろしく願いしたいなと思います。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筧 公一君） なければ、以上で詳細質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 質疑なしと認めます。

議案第2号について質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

大西議員。

○10番(大西一司君) 今の2号でしたか、質疑をさせていただきます。

この目的というのは、やっぱり今松田議員も言ったように、年間を通して本町に来ていただくというようなことが一つ大きな目的であろうかと思うんですが、今回も前回同様の組織、人員となってるように思うんですが、最初、お声がけしたときは広く各種グループ、組織に案内をしたんでしょうか、広く。ここらは聞いておきたいと思っています。

○議長(節 公一君) 小休します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長(節 公一君) 再開します。

石木企画交流課長。

○企画交流課長(石木正昭君) 今回、広くお声がけをしたかということで、申しわけございません、私はそれを把握できてませんが、推測されますのが、招待のお話なので、もしかしたらある程度の人数制限もあったかもわかりませんので、そこらはま

た確認させてもらえたらと思います。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 大西議員。

○10番（大西一司君） やっぱり大事なのは、町内に今何ぼあるんで、ボランティア。7団体、ボランティアで。ここらにやっぱりお声がけしたり、それから基本的にスタンスというか、どういうふうな方向性、計画を持って取り組むかというのを明確にせにゃいかんと思うので、最終的には再度申し上げますが、周遊コース、パッケージでの計画が必要だろうと思います。いっときだけのインバウンド誘致だけでは、そんなに大した効果が上がらんのではないかというふうにも思っております。

私もさっきの第一読会で話したのは、インバウンドが去年、2,200人ほど来ていたでいて、大変な準備、経費等もかかりました。しかし、その反省をしたところ、やはり十分な経済効果が生まれなかったという観点から、そういうことであれば、なかなか将来的に続けていくのも至難のわざやなというような結論でもありましたし、そこらあたり、全町が一つになって、滞在もしていただけたらとか、半日でも過ごしていただけたらとか、そういった具体的なコース設定なり、そういったことを計画する必要があるかと思えます。そういったことを一つ一つ積み上げていく必要があるかと思えます。そのときだけの誘致だけでは、余り効果が少ないんじゃないかというふうな点もご指摘させていただいております。もし、町長、何かご所見ありましたら答弁をお願いします。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） このインバウンドという事業を一昨年の台湾からのクルーズ船、それが一番大きな始まりであったかと思えます。まだ着手したばかりというふうに申し上げさせていただきたいと思うんですが、やはり継続していくということが大事かなというふうに思っております。また、議員がおっしゃるように経済効果が見込めないと、やはり長続きはしないだろうというところはあるかと思えます。

例えば、一昨年の2,200名の台湾からの来町者。何を需要というか、要望していたのか、それに対しての供給は勝浦町はできるかであるかと、そういったことも少し研究というのが必要であろうかとも思いますし、今回の香港からの、例えば航空便の定期便、こういったところでありまして、人数的に少なくなってくると。それであれ

ば、ひょっとして宿泊のほうもかまえられるんでないかというようなことも今後検討していく必要があるんでないかと思います。

宿泊施設が足りなければどうすべきかというようなことについても、もう少しこういった取り組みを続けていく上で考えていくことで、町の発展というのにも出てくるんじゃないかと。

おっしゃるように、もちろん国外だけでなしに、国内に目を向ける必要もあるかと思うんですが、今後ますます人口減少等を伴ってきますと、外国との交流というのは非常に大きな課題ではなかろうかと思っております。

そういったことについて、まず町民が自分から開けていけるというような基礎をつくっていきたいというふうな思いで、今回のインバウンドへの取り組みということでご理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） それでは、本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第2号までの2件を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（筈 公一君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてと議案第2号、令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 次に、日程第6、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員長松田貴志君。

○議会運営委員長（松田貴志君） 発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出いたします。令和元年5月14日提出。提出者、勝浦町議会運営委員長松田貴志。賛成者、勝浦町議会議員仙才守，同松下一一，同美馬友子，同麻植秀樹，同筈公一，同国清一治，同森本守，同井出美智子，同大西一司。勝浦町議会議長筈公一殿。

条例案を読み上げます。

発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例。

勝浦町議会の会期等を定める条例（平成25年勝浦町条例第17号）の一部を次のように改正します。

別表を次のように改めます。

別表はごらんのとおりになってますので、お目通してください。

この条例は、令和元年7月10日から施行する。

この点について、事前に議会運営委員会、熟議会、理事者等ともしっかり協議の上、提案させていただいておりますので、この点もご理解ください。よろしくお願いたします。

○議長（笹 公一君） 提出者の説明は終了いたしました。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に、日程第7、町民の声に対する質問を行います。

9番議員井出美智子君の質問を許可します。

井出美智子君。

○9番（井出美智子君） 議長の許可をいただきましたので、町民の声を始めさせていただきます。

まず初めに、パワーポイントで平石山鉦山の現状をごらんください。ちょっと電気を消していただいたほうがよく見えるかと思います。

これが皆さんがふだんから目にされている平石山鉦山の全景でございます。この角度から見ますと、山の稜線が崩れているのがよくわかると思います。

4月17日に四国経済産業局と地元の関係者の話し合いがございましたが、飯谷地区の皆さんがおっしゃってたのは、右側の稜線と同じぐらいの角度で左側の崩れているところ、稜線がございました。松が5本植わってたそうです。それが朝起きると崩れてなくなっていた。

ちなみに、うちのしゅうとめは飯谷からお嫁に来るときに、あの山の上をとお嫁に来たそうです。飯谷の一番てっぺんの家ですから、下におりるよりかは山越えて来たほうが便利だって。それから、みかんとりのときも、しゅうとめの実家からお姉さんがこの山の稜線を通ってすぐ下のみかん畑に来てもらってたんです。それがもう道は全くございません。また、これは個人的なことですが、しゅうとめの実家の土地、木が勝手に切られようぞ、削られようぞという、よその人の声があつて、勝浦町に公図を見に来て、実際に木が切られて削られていたわけです。それで、四国経済産業局はそういうことも聞いておって、そういうことは解決していると聞いております

が、しゅうとの話によりますと、ビール1ケースで話は終わったということでございました。それは、夕べしゅうとから聞いたこととございます。

残された残壁といいます、削った後の壁を残壁といいます、幅300メートル、高さ100メートルございます。小規模な崩落がございまして、次々と岩が崩落しております。それは、上のほうです。境界を越えて小竹側の民地も崩されて、地権者3件あるそうですが、もう絶対に前田鉱業には土地は売らないということで一致しているようでございます。

このような掘削のやり方を四国経済産業局は、現地確認もしつつ認めてきたわけでございます。3月ひな会議のときに私も質問しましたが、2004年12月に原田議員が、あんな危険な削り方をして大丈夫かという質問をしましたが、そのときにも現地確認に来て、四国経済産業局の人が言ったことは、小規模な崩落は見受けられるが、川をせきとめるような大規模な崩落には至らないと言って帰っているわけです。

土砂の搬入計画の場所でございますが、30万立方メートルもの土砂の搬入事業計画が業者から申請されて、平成23年に四国経済産業局によって認可されたそうです。ちなみに、30万立方メートルの土砂とは、10トンダンプは4立方しか運べないので、7万5,000台に相当します。

この平石山鉱山ですが、渇水時でも山に含む水がございまして、岩の間から水が流れ出しております。大雨には滝のような水が流れる、これは皆さん、山から水が流れるのはよくごらんになっていることと思います。

もっと危険なのは、岩の中腹からも大量の水が出ていることです。これは、2年前の9月の台風のときで、漁協の写真をお借りしましたが、大雨のときの流水の状況です。下の段なんかは、すごく水量が多いと思います。こういった場所に、積み上げた大量の土砂が豪雨や大地震によって川に流れ込む危険はないのかということで、小竹と今山、それから沼江、石原の人は、2004年の山古志村の災害を受けて、勝浦町がいつあのような惨状になるかわからないということで、危険を感じてきました。

犬がえり猿がえりと呼ばれる川幅の狭い特別な地形のすぐ上です。ジェーン台風などの大洪水の経験を経て、勝浦町議会も何十年にも渡ってこの場所の掘削を国や県に要請してきた経過がございまして。しかし、そのときのお答えは、川の護岸は下から下から強化していくので、ここを削ったら下流が大きな被害を受けるということで、犬

がえり猿がえりの掘削は勝浦町の長年の要請にもかかわらず広げられておりません。

そこに30万立方メートル、すぐ上に土砂を運び込むという計画でございます。犬がえり猿がえり地区をせきとめる危険性がある大量の土砂の搬入は、流域の住民、勝浦川の上流だけではなくて、下流、例えば青葉荘なんかは土石流が一気に、せきとめられた水が一気に流れていきますと、もう本当に大変なことになります。これは、流域住民の生命と財産にかかわる重大な問題だと考えます。

ジェーン台風のときの被害ですが、繰り返しますけど、3月議会でも軽く触れましたが、昭和25年9月に940ミリバール、数時間に500ミリを超える豪雨で、勝浦川の大氾濫で町民は貴重な生命と莫大な財産を失ったわけです。被害状況は死者が5名、流失倒壊家屋が135戸、浸水家屋が1,165戸、埋没流失水田が460ヘクタールにも上ります。この原因が犬がえり猿がえりの狭い部分で勝浦川の水がせきとめられ被害を大きくしたと言われております。

青の矢印の部分をごらんください。ここは、地元の間人によりますと深い縁になっておったということです。4月17日の四国経済産業局のときに資料として町が持ってきていただいていた地図によりますと、湾曲しておると。今は真っすぐなっておりますけど、川の地図は湾曲しておりました。これは、明らかに土砂によって埋められた河川部分が見受けられると思います。

ドローンの上空からの撮影で発見された大量の流入土砂が確認されました。これは、4月17日に四国経済産業局に鉱山の土砂かどうか確認せよっていう要求が出されました。四国経済産業局は宿題として持って帰らせていただきますと、できるだけ確認すると。4月26日には、森本議員と私と、流域の市会議員とで県の河川課に対して、県も現地調査をしてほしい、来てほしいという要請をしておきました。

○議長（笹 公一君） 井出議員，ちょっと小休しよう。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

○9番（井出美智子君） もう終わりますのでね。土砂が崩れた形式の場所で、河川への土砂流入場所というのが明らかだと思います。

住民の不安は、こういった大量の土砂を持ち込んだら大変なことになるから、持ち

込まないでほしいということが一番でございます。

お尋ねしたいことは、どうして地元も議会も知らないうちに、こんな事業が認可されたのかという疑問の声でございます。この経過を教えてくださいたいと思います。

○議長（笹 公一君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 平石山鉦山の制御案について、変更について、国から、四国経済産業局からの意見照会についてはございませんでしたが、県からは、平成27年9月8日付で環管第872号及び平成29年8月8日付で環管第668号により、徳島県生活環境保全条例第64条に基づく特定事業の許可申請に係る生活環境保全及び住民生活の安全の確保の見地から意見照会がございました。

意見の内容もあわせて回答しましょうか。

○議長（笹 公一君） 簡潔に。

○建設課長（海川好史君） 町からの意見といたしましては、生活環境の保全に関することといたしまして、環境関係法令、交通関係法令等を遵守するとともに、地元関係者等から公害の苦情があった場合は責任を持ってその解決に当たること。それから、徳島県環境保全条例に規定する土壌基準に適合する土砂の搬入に限るとともに、土砂等の崩落、流出及び水質汚濁の内容に万全を期すること。それから、住民の生活の安全確保に関することといたしましては、搬入車両の往来には一般車両を優先し、交通事故等がないよう留意すること。また、粉じんの飛散抑制対策として、飛散防止マットの使用等に努め、周辺住民の健康の保護に留意すること等、それからまだ何点かございますが省略させていただきます。また工事に起因して発生する諸問題につきましては、誠意を持って関係者と協議し、適切な処置を講ずる旨、文書により回答したところでございます。

以上です。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 県は、どのような経過で認可したのかお聞きしたいと思います、政策監。

○議長（笹 公一君） 大久保政策監。

○政策監（大久保 彰君） 県の手続についてというふうなところでございます。

徳島県生活環境保全条例の規定に基づきまして、平成27年10月16日に特定事業の許

可が、平成29年9月12日付で変更許可がなされておるところでございます。

内容に関しましては、国と県とのやりとりということでございますので、詳細確たるところは承知しておらないところでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員，一応規定の時間は過ぎてますが，延長は5分認めますので，その中で。

○9番（井出美智子君） ありがとうございます。はい，わかりました。

今，町民が一番まちや県に求めていることは，川に落ちている土砂を鉾山のものかどうか確認して，その土砂をできれば取りのけてほしいという希望が一番強いと思うんです。これに対して，町民の声に対して，町長はどのように対応されるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今回この事件で，今の議員おっしゃる大量の土砂について，県がどういうふうな調査をするか，またその後どういうふうな処理をするかということでございますが，県への要望といたしましては，この件に関しまして，5月9日，担当職員と政策監を県庁の河川整備課に協議をしに行かせたところでございます。こういったことについて，住民の，今議員がおっしゃるような懸念についてお伝えはいたしております。

この件での県の河川管理者としての意見といたしましては，勝浦川の状況について，適正に河川パトロールを実施していくということで確認をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） パトロールをするというのは見るだけであって，流入している土砂をどうするのか。のけてほしい，川幅を狭めている原因になっていることをちゃんと対応してほしいという町民の声が今のお答えでは反映されていないわけですね。だから，そのことはもっと強く県に要望する必要があると思います。何より住民の命と福祉を守るのが町の行政上の責任です。国や県が決めたことだと転嫁するのではなくて，住民の命や財産を守るのはまちとして当然あるべき姿です。町長として，

もっとこの流入した土砂に対して、撤去までいかなくても、パトロールだけではなくて、ちゃんと調査をしてほしい、その確約をとってもらいたいと思います。町長のお答えをお願いします。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） この件につきましては、国または県それぞれで、国においては鉱山事業、そして県においては環境管理といったところで役割分担がなされておりました、施工計画、それから施工監理等につきましては国が担当しているものと思っております。また、環境の面につきましても、搬入される残土等につきましても、県において検査をしているということで伺っております。

町といたしましては、住民のこういった不安があるというようなことは、今回の経済産業局との協議等で十分に認識しているところでございますが、今、経済産業局にも協議の中で、いろいろなことについて説明を求めるといようなことで、今持ち帰っていると聞いております。そういった回答がある一定の期限になされるものと、そういったものを十分に理解し、その中で安全が保たれるのであればそれでいいかなと。それでは不十分だというようなことになりましたら、また町としては要望をしていかないかとは思っております。

まず、そういった今の協議の中で要望等を申し上げていることに対しての国の説明等が返ってくるという、それを待っておきたいというようなところが今の状況かと思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員、まとめをお願いします。

○9番（井出美智子君） 四国経済産業局は、これが犬がえり猿がえりという土砂が流れ込んだら勝浦川をせきとめて大変なことになる場所という認識はあったのかという地元の町民の声に対して、そういう認識はなかった、鉱山法に基づいて法律上瑕疵がないから許可したのであってという答弁でございました。法律上瑕疵がないからこういう危険なところに、そういうふうな大量の土砂を運び込むということは、地元住民として、町民としては、決して認められることではないということはしっかりお伝えしました。それは、勝浦町民総意だと考えておりますので、町長を初め理事者の方の強い対応をお願いして、町民の声を終わりたいと思います。

延長，ありがとうございます。

○議長（笹 公一君） 積み残した分については，また一般質問でも機会を見て。

以上で町民の声に対する質問は終わりました。

関連質問を受けます。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 1点だけ関連質問をさせていただきます。

けさ議会のほうに参りますと，勝浦町議会の請願文という部分，これは正式かどうかは確認はしておりませんが出されておりました。内容も読ませていただきました。今後，議会ではまたこういった部分を正式に受け取るかどうかは別にして，取り組むと思いますが，理事者としても今，県への意見書の部分を課長から聞く限りは，業者が誠意を持って対応をしているという感じには私自身は受け取ってません，今の説明では。

そこで，先ほどからの議論の中で，その業者，もちろん法律にのっとって事業を行っているんですけども，意見書を出す中で，そこへ誠意がないって感じられたときには，まちはまちとして，町内事業者に対してアプローチをする必要はあるんじゃないかなと思いますが，この間，その事業者に対してのアプローチはあったのかどうか，課長お願いします。

○議長（笹 公一君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 事業者に対して，町から直接アプローチをとったことはございません。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） 今後もちろん，県，国の話ということで，直接アプローチをする予定はないということでもいいんですかね。

○議長（笹 公一君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 先ほども町長からの答弁の中にあつたように役割分担が決まっております。鉱山内での部分については，基本的には四国経済産業省の管轄ということになります。それから，土質，その中で含まれてない土壌の検査等については県条例によって確認をしていくということになりますので，町のほうの役割としたら，そういった不安について，それぞれのところに早急に伝えながら，住民の不安の

払拭に努めていくと、情報提供はしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） 今、くしくも課長のほうからしっかりとした情報提供という部分、やはりそこと思うんです。はっきり言うて、私の今の感触では、住民の不安ばかりが増すばかりで、具体的にほんまに今どういった状況かという部分を立ち入ることもできずに、臆測、推測の中で想像ばかりがかき立てられるような状況なんですよ。ここはしっかりと、事実はこちらでという部分、今、国、県に問い合わせ、また回答があると思いますけど、そこはやっぱり、町長、3月議会でも住民の不安、安心はしっかりと守っていくという部分、答弁されてました。私も信じてますので、そのあたりを踏まえた上で、早い段階で住民に対する情報提供をお願いします。

こういった問題、大平谷の過去の経緯もあります。役場自身もいろいろと学んできたと思いますので、こういった過去の事例も参考にしながら、こういった部分は政治問題化する前に、しっかりと行政が手を打っていくのが役割だと思います。また議会は議会で、この請願に対して対応すると思いますので、今後ともまた同じ歩みを、歩みをとともに解決できるように頑張っていけたらいいかなと思いますので、行政のほうも、一步踏み込んでほしいなという部分、ここは壁はいろいろあると思いますけれども、できる限り住民に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（笹 公一君） ほかに関連質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） ないようですので、以上で町民の声に対する質問は終わりました。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に、日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって散会します。

お疲れさんでした。

午前10時42分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員